

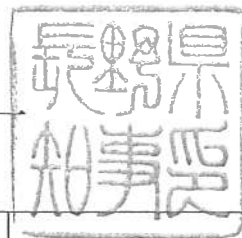
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 28 年 11 月 7 日

住 所 長野県伊那市西春近 638 番地 1
氏 名 清水解体工業株式会社
代表取締役 清水 初雄
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

長野県知事 阿 部 守



許 可 年 月 日	平成 23 年 3 月 8 日	許可番号	0 8 2 4 7 3
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定するがれき類の破碎施設 (川崎重工業株式会社・1B40095) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。		
設 置 場 所	伊那市西春近 638 番地 1、1706 番地 1		
処 理 能 力	388 t / 日 (48.5 t / h 8 時間稼動)		
許 可 の 条 件	な し		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	① 無		
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は管轄地方事務所に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		